

○近畿地方整備局告示第106号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成28年 5月16日

近畿地方整備局長 山田 邦博

第1 起業者の名称 福井県

第2 事業の種類 県道芦原丸岡線改築工事（福井県あわら市田中々4字五番縄地内から同市重義6字一本義地内まで）

第3 起業地

- 1 収用の部分 福井県あわら市田中々4字五番縄、6字三番縄及び7字須賀奈五郎、東温泉一丁目、番田8字長泓、51字沖田及び54字白山並びに重義6字一本義地内
- 2 使用の部分 福井県あわら市田中々4字五番縄、6字三番縄及び7字須賀奈五郎、番田8字長泓、51字沖田及び54字白山並びに重義6字一本義地内

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、福井県あわら市田中々4字五番縄地内から同市花乃杜一丁目地内までの延長2.67kmの区間（以下「本件区間」という。）

を全体計画区間とする「県道芦原丸岡線改築工事」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業は、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 3 条第 3 号に掲げる都道府県道に関する事業であり、法第 3 条第 1 号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第 20 条第 1 号の要件を充足すると判断される。

2 法第 20 条第 2 号の要件への適合性

県道芦原丸岡線（以下「本路線」という。）は、道路法第 7 条の規定に基づき福井県知事が県道に認定した路線であり、同法第 15 条の規定により福井県が道路管理者となることなどから、起業者である福井県は、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第 20 条第 2 号の要件を充足すると判断される。

3 法第 20 条第 3 号の要件への適合性

(1) 得られる公共の利益

本路線は、福井県あわら市温泉三丁目地内を起点とし、同市の市街中心部を通過し坂井市丸岡町一本田福所地内を終点とする延長 11.89km の主要幹線道路である。

本路線は、あわら市と坂井市とを東西に結び、地域住民の通勤、通学等の日常を支える重要な生活道路であるとともに、周辺には芦原温泉、北潟湖畔などの観光資源が存することから観光地へのアクセス道路としての役割を担っている。また、本路線のうち、あわら市を通過する区間は地震防災対策特別措置法（平成 7 年法律第 111 号）に基づき福井県が策定した「福井県緊急輸送道路ネットワーク計画」において第 1 次緊急輸送道路に位置づけられている。

しかしながら、本件区間に対応する本路線（以下「現道」という。）においては、道路構造令（昭和 45 年政令第 320 号）に定める車道幅員を満たさない区間、曲線長が不足しているカーブ区間、直角曲がりの

視認性の悪い交差点、交差角が確保されていない交差点及び五叉路交差点並びに見通しの悪い市道等との交差が連続する区間が存在していることなどから、死亡事故も発生している状況にある。

また、芦原温泉街を通過する一部区間（あわら市温泉一丁目地内～同市二面地内）は、大型貨物自動車等通行止め規制となっており、主要幹線道路としての機能が十分に発揮できない状況にある。

本件事業の完成により、必要な幅員及び良好な線形を有する道路が、あわら市街地南部に整備されることとなり、円滑な自動車交通の確保、交通事故の低減が見込まれるとともに、通過交通がバイパスに転換されることによる歩行者等の安全、安心な通行の確保に寄与するものである。また、線形良好な道路が整備されることにより、災害時における地域防災拠点等へのアクセス道路としての機能向上が図られることとなる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

(2) 失われる利益

本件事業は、環境影響評価法（平成9年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が任意で大気質、騒音、振動に関して環境への影響について検討を行った結果、いずれの評価項目においても環境基準等を満たすものと予測されている。

また、「福井県のすぐれた自然データベース」等による文献調査及び現地調査によると、本件区間及びその周辺の土地において、動物については文化財保護法（昭和25年法律第214号）により指定された天然記念物として掲載されているマガン、環境省レッドリストに絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているヒシクイ（亜種ヒシクイ）、準絶滅危惧として掲載されているヒシクイ（亜種オオヒシクイ）その他これらの分類に該当しない重要な種（以下単に「重要な種」という。）が確認されている。これらについて、本件事業が及ぼす影響の程度を予測したところ、周辺には同様の生息環境が広く残されることなどから影響がない又は小さいと予測されている。植物については、保全を必要と

する種は確認されていない。加えて、今後工事による改変箇所及びその周辺の土地で重要な種が確認された場合は、必要に応じて専門家の指導助言を受け、必要な保全措置を講ずることとしている。

このほか、本件区間内には、文化財保護法による周知の埋蔵文化財包蔵地が4箇所確認されているが、そのうち3箇所については福井県教育委員会との協議に基づき発掘調査等が完了しており、残る1箇所についても、福井県教育委員会と協議し、必要な措置を講ずることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3) 事業計画の合理性

本件事業は、良好な線形の道路を整備することで、円滑な自動車交通の確保及び歩行者等の安全、安心な通行の確保を図ることを主な目的として、道路構造令による第4種第2級の規格に基づき、バイパス方式により2車線の道路を整備する事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

なお、本件事業の事業計画は、平成23年4月5日付け福井県告示第180号で都市計画変更された嶺北北部都市計画道路3・4・5号金津三国線と、一般部の幅員構成（停車帯）及び隅切り形状を除き、基本的に整合している。

したがって、本件事業の事業計画は、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

4 法第20条第4号の要件への適合性

(1) 事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、現道は車道幅員が狭小なうえ、直角曲がりの視認性の悪い交差点等が存し、安全かつ円滑な交通が阻害されており、死亡事故も発生していることから、できるだけ早期に本件事業を施行

する必要があると認められる。

また、あわら市より本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第 20 条第 4 号の要件を充足すると判断される。

5 結論

したがって、本件事業は、法第 20 条各号の要件を全て充足すると判断される。

第 5 法第 26 条の 2 第 2 項の規定による図面の縦覧場所 福井県あわら市役所